

## <重要なお知らせ>

令和2年8月21日

特定荷主の皆さまへ

中国経済産業局 エネルギー対策課

### 省エネ法に基づく特定荷主の中長期計画書及び定期報告書の提出等について 【リマインド】

平素より省エネ法の施行にあたり、ご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。  
省エネ法に基づく定期報告書等の提出期限が近づいてきましたので、ご提出等に関する内容につきまして、下記のとおり改めてお知らせします。

#### 記

#### 1. 中長期計画書、定期報告書について

- ・ 令和2年7月豪雨災害により、期限までに提出できない事業者につきましては、提出期限が今年の10月30日までに延長されました。
- ・ 上記以外の事業者の提出期限は、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、今年度に限り9月末日までです。

#### 【令和2年7月豪雨の影響を踏まえた省エネ法の対応について】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/report/pdf/0717.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/report/pdf/0717.pdf)

#### 2. 特定荷主の「定期報告書」の記入要領及び作成支援ツールについて

【資源エネルギー庁 省エネポータルサイト】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/transport/procedure/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/transport/procedure/index.html)

#### 3. 特定荷主の「中長期計画書」の様式（第29）について

【資源エネルギー庁 省エネポータルサイト】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/transport/procedure/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/transport/procedure/index.html)

※参考：中長期計画の提出頻度の軽減について

- ・今年度から中長期計画の提出頻度の軽減の条件を満たしている事業者は中長期計画書の提出が免除されます（提出することも可能です）。今年度中長期計画の提出免除を受ける事業者は要件を満たしていることを再度確認してください。

【中長期計画書の提出頻度について（省エネポータルサイト）】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/transport/obligation/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/transport/obligation/index.html)

【省エネ法Q & A（令和2年3月31日版）「Ⅲ.工場・事業場、荷主 共通 3. 中長期計画書の免除申請について】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/procedure/pdf/qa.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/pdf/qa.pdf)

#### 4. 中長期計画書及び定期報告書等の提出方法について

(1) 電子報告システムによる提出（**原則として電子提出をお願いします**）

- ・特定荷主の中長期計画書・定期報告書の提出について、「省エネ法・温対法電子報告システム」又は「電子政府の総合窓口（e-Gov）」を用いて電子的に提出することが可能です。特に「省エネ法・温対法電子報告システム」については複数の官庁への提出が一度で出来ます。

【省エネ法・温対法電子報告システム】

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system>

【省エネ法・温対法電子報告システムの利用方法（概要）】

[https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/system/document\\_2019.pdf](https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/system/document_2019.pdf)

- ・電子報告システムの利用を希望される場合は、電子情報処理組織使用届出書（様式第43）を中国経済産業局長あてに1部ご提出ください（※既に過去にご提出済みの事業者は、毎年度提出する必要はありません）。「省エネ法・温対法電子報告システム」のアクセスキー及び「e-Gov」のIDとパスワードを書面にて通知します。

【電子情報処理組織使用届出書（様式第43）】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/download/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/download/index.html)

(2) 紙媒体（郵送）による提出

- ・中長期計画書、定期報告書は、主務大臣（中国経済産業局長及び当該事業者が行う事業を所管する大臣）に提出してください。提出先は、以下の「定期報告書記入要領」を参照ください。

【資源エネルギー庁 省エネポータルサイト】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/transport/procedure/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/transport/procedure/index.html)

- ・提出部数は、中国経済産業局及び所管省庁ごとに1部ずつです。なお、中国経済産業局受付の控えの送付を希望する場合は、返信に必要な切手を貼付した返信用封筒を同封の上、正副計2部（提出用、返送用）を提出してください。
- ・紙媒体（郵送）で提出される場合は、DVD等の光ディスクの提出は不要です。

### （3）光ディスクによる提出

- ・光ディスク提出票（様式第42）に必要事項を記入し、光ディスクに添付することで光ディスクによる電子データでの提出も可能です。

## 5. 事業者の合併等の際の省エネ法の扱いについて

- ・事業者の合併等の際の省エネ法の扱いについて見直しが行われました。詳細は以下のPDFをご覧ください。

【事業者の合併等の際の省エネ法の扱いについて】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/procedure/pdf/shoene\\_toriatsukai.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/pdf/shoene_toriatsukai.pdf)

## 6. 省エネ法にかかるQ&Aについて

- ・省エネ法にかかるQ&A（令和2年3月31日版）が資源エネルギー庁のホームページに掲載されました。

【省エネ法Q&A（令和2年3月31日版）】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/procedure/pdf/qa.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/pdf/qa.pdf)

以上

### ■定期報告書等の提出先及び本件にかかるお問合せ先

中国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 電話：082-224-5741 メールアドレス：cgk-shoene@meti.go.jp
--